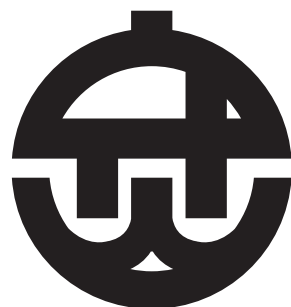


スクールガイド

令和7年度



愛知県立守山高等学校

目 次

・ 学習について	2
・ 学校生活について	4
・ 頭髪や服装等の身だしなみについて	5
・ 特別警報・Jアラートの対応	9
・ 交通事故にあったときの対応	12
・ 生徒会について.....	13

校 訓

今、ここを生かす

スクールポリシー

愛知県立守山高等学校「三つの方針」

- (1) 目指す生徒像（育成を目指す資質・能力に関する方針）
 - ア 自分の将来の目標を立て、それに向けて学習や課題の解決に向け努力ができる生徒
 - イ あいさつから始まり、自分の考えを文章や言葉で相手に伝えることができる生徒
- (2) 本校における学び（教育課程の編成及び実施に関する方針）
 - ア 大学・企業との連携も生かし、自分の将来を考えるキャリア教育の充実
 - イ 少人数と基礎基本からの教科指導（学び直しの科目設定）による苦手教科の克服
 - ウ 進路希望に応じたコース設定と学習状況に合わせた丁寧な教科指導
 - エ 規範意識と人間力を高めるための学校生活（学校行事、部活動等）
- (3) 入学を期待する生徒像（入学者の受入れに関する方針）
 - ア 学習面も生活面も高校から新たなスタートとして努力する意欲のある生徒
（校訓『今、ここを生かす』のとおり、守山高校の学びを生かせる生徒）
 - イ 他者との関わりを大切にし、個性を認め合い、協力して学校生活に取り組むことができる生徒

愛知県立守山高等学校 スクールガイド

本校の教育目標（スクールポリシー）を達成するため、生徒が日々の生活の中で守るべき点を示す。よくこれらに留意し、日々の生活の目標とすること。なお、各項の解釈や、細部については、学校の指示によるものとする。

【1】学習について

Ⅰ 授業について

- (1) 授業を大切にし、他事や私語をしない。
- (2) 予習復習をして授業の完全消化を図る。
- (3) 宿題（課題）は速やかに終わらせ、提出期限を必ず守る。
- (4) 始業の合図で直ちに着席し、教科担任の先生を待つ。
- (5) 教室の移動、体育時の着替え等は速やかに行い、授業に遅れない。
- (6) 教科書、ノート類には記名し、貸し借りしない。
- (7) 学習に不必要なものは持ってこない。
- (8) 指定された座席を無断で移動したり、机間をつめたりしない。

2 考査について

- (1) 決められた教室で出席番号順に着席する。
- (2) 机の中を空にする。
- (3) 電子機器（スマートフォン等）は電源を切り、かばんに入れる。
- (4) 机上には鉛筆またはシャープペン、消しゴムだけを置く。
- (5) 荷物はすべて後ろのロッカーの上に置くなど指示に従う。
- (6) 私語や不正行為と思われる行為をしない。
- (7) 終鈴が鳴ったら、直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を提出する。

3 欠席、遅刻、忌引について

- (1) 体調不良などで始業時刻までに登校できない場合は速やかに連絡すること。（電話連絡は朝8時以降）
- (2) 始業時間を過ぎて登校した場合は遅刻となる。ただし、交通機関の明白な異常による遅れは、各交通機関から遅延証明を受け取り提出すること。
- (3) 遅刻して登校したときは、職員室へ行き、学年の教員に申し出る。
- (4) 忌引き日数は次のとおりである。

父	母	7日以内
祖父母・兄弟姉妹		3日以内
曾祖父母・おじ・おば		1日以内
父母の法要		

4 日課表 月曜日～金曜日

時 限	平常授業	短縮授業
S T	8:40～ 8:50	8:40～ 8:50
1 限	8:55～ 9:45	8:55～ 9:40
2 限	9:55～10:45	9:50～10:35
3 限	10:55～11:45	10:45～11:30
4 限	11:55～12:45	11:40～12:25
昼 食	12:45～13:25	12:25～13:05
5 限	13:25～14:15	13:05～13:50
6 限	14:25～15:15	14:00～14:45
清 掃	15:15～15:30	14:45～15:00
S T	15:30～15:35	15:00～15:05

部活動 最終下校時刻（活動終了は下校 30 分前迄）

3 月～ 10 月 18:30

11 月～ 2 月 18:15

5 図書館の利用について

- (1) 図書室は、司書の先生の指示に従い、静かに利用する。
- (2) 貸し出しは一人1回2冊とし、期間は1週間とする。ただし、長期休暇中は原則、5冊までとし、貸出期間はその都度連絡する。
- (3) 同一図書を継続して借用したい時は一度返却する。
- (4) 貸し出し返却は借用した本人が行い、借用した本を他人に貸与してはならない。
- (5) 館内での私語や飲食、電子機器の使用を禁止する。

【2】学校生活について

1 生活態度

- (1) 日常互いに挨拶を交わし、先生および外来者には礼儀正しく接する。
- (2) 持物にはすべて記名し、学校生活に不必要な物は持って来ない。
- (3) 学校の施設・設備等を大切に扱い、破損・紛失の時はすぐに申し出る。
- (4) 校舎内外の美化に努め、清掃は手ぎわよく行う。
- (5) 掲示物やアンケート、ビラ等の配布は事前に学校に申し出て許可を受ける。また期限後の掲示物は責任をもって除去する。
- (6) 始業時刻8時40分までに教室に入室する。
- (7) 学校内外で物品等の売買はしない。

2 校外の生活

- (1) アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情等止むを得ずアルバイトをしなければならぬ時は、所定の用紙に記入し生徒指導部に必ず届け出て、許可が出た場合認める。
- (2) 無断外泊や深夜外出はしない。
- (3) 不健全な娯楽場や飲食店に出入りしない。
- (4) 海外旅行や学生割引証を必要とする旅行に行く時は旅行届を提出する。
- (5) 守山高校生としての自覚をもって正しい生活を送る。

3 交通安全

- 1 登下校時には交通ルールを守り、安全に心掛ける。
- 2 自転車通学は、許可制とし、次の条件による。
 - (1) 2km以上の距離があること。(神領駅からの使用は許可していない。)
 - (2) 変形ハンドルの自転車は使用しない。
 - (3) 自転車通学願を提出し、登録証を自転車に貼付する。
 - (4) 交通ルールを守り事故防止につとめる。
 - (5) 雨天時はカッパ・ポンチョを着用し、傘を用いない。
 - (6) 校内では所定の場所に置き、施錠する。
 - (7) 乗車用ヘルメットの着用を努力義務とする。
 - (8) 自転車損害賠償責任保険等の加入を義務とする。
- 3 在学中は交通安全の見地からバイク等の運転免許の取得は認めない。「免許を取らない、バイクを買わない、乗らない、乗せてもらわない」の四ない運動を守る。

【3】 頭髪や服装等の身だしなみについて

1 頭髪について

- (1) 常に清潔・端正につとめる。
- (2) パーマ・カール等（まつ毛なども含む）はかけない。
- (3) 染色・脱色はしない。
- (4) ワックス・ジェルを付け過ぎない。
- (5) 編み込み・くるりんぱ・高い位置でのお団子はしない。
- (6) ヘアゴムは黒・紺・茶のみ。
- (7) ヘアピンは原則アメピン。髪質等で必要な場合はアメピンサイズのパッチン留めを認める。色は黒のみ。
- (8) 化粧はしない。
- (9) ピアス・イヤリング等のアクセサリーはしない。
- (10) カラーコンタクトなど学校生活に特に必要のないものを着用しない。

2 制服について

- (1) 登下校には制服を着用する。
- (2) 制服は学校指定のものとする。
- (3) スカート・キュロットの裾が膝にかかる長さであること。折り曲げや加工して短くしないこと。
- (4) 冬服は第一ボタンまで留める。また、ネクタイで第一ボタンが隠れるようにする。夏服は第一ボタンを外してもよい。
- (5) 靴下について、スラックス着用時は白・黒・紺・グレーの無地のもの（ワンポイント可）とする。スカート・キュロット着用時は原則学校指定の紺のソックスとするが、紺の無地であれば指定外でも認める。
- (6) 靴は華美でないものとする。
- (7) スラックス着用時のベルトはビジネスベルトか、それに近いもの。
- (8) インナーは白・黒（ワンポイント可）等目立たない、大きなプリントのないもの。体操服・部活Ｔシャツは不可とする。
- (9) カーディガン・ベストを着用する時は学校指定のものとする。

3 防寒用コート等

- (1) 羽織るタイプのもの。フルオーバータイプのものは不可とする。
- (2) 制服とのバランスのとれたもの。
- (3) 華美でないもの。
- (4) スカートからはみ出るようなハーフパンツ、ジャージの着用は不可とする。

制服着用期間

それぞれの期間の服装は原則下表のとおりとする。

4 月 ～ 12 月	
全ての着用パターンが可能	
① ・ ② ・ ③ ・ ④	

1 月 ～ 卒業式当日まで	卒業式の次の日から
冬服期間	全ての着用パターンが可能
① ・ ②	① ・ ② ・ ③ ・ ④

※防寒用コート等（P.10参照）着用可能期間は、9月15日～4月30日とする。

※冬服期間はブレザーを着用するものとする。

※上表①～④は下記のとおりとする。

① （ブレザー） + { カーディガン }
 ベスト + 長袖シャツ + ネクタイ

② ブレザー + 長袖シャツ + ネクタイ

③ 長袖シャツ + ネクタイ

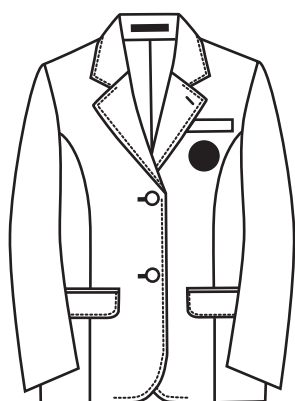
④ ポロシャツ

※ カーディガン・ベストは本校指定のもののみ着用可とする。

※ 特別な理由（または身体的な理由）がある場合は、この限りではない。ただし、異装許可願を提出する。

制服 (冬)

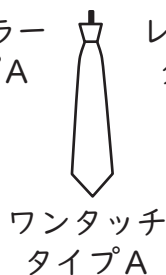
学校指定のものとする。



ジャケットタイプA



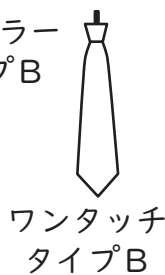
レギュラー
タイプA



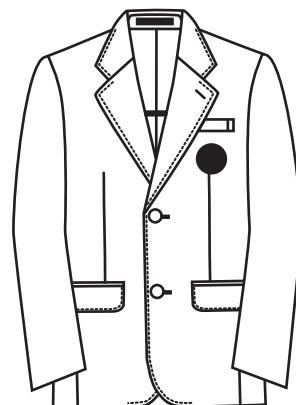
ワンタッチ
タイプA



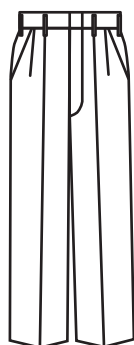
レギュラー
タイプB



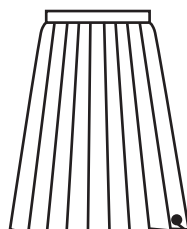
ワンタッチ
タイプB



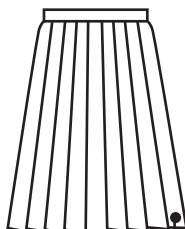
ジャケットタイプB



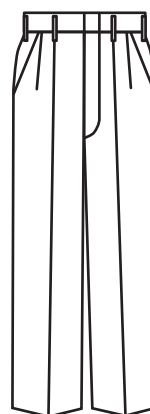
スラックスタイプA



スカート



キュロット



スラックスタイプB



ショート
ソックス



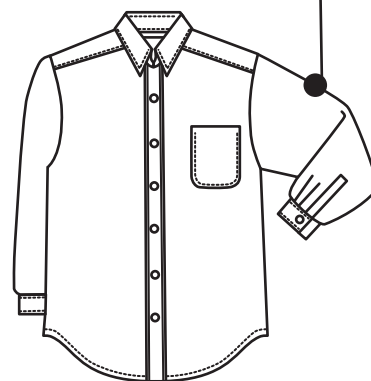
ハイソックス



レギュラー
ソックス



長袖ニットシャツタイプA



長袖ニットシャツタイプB

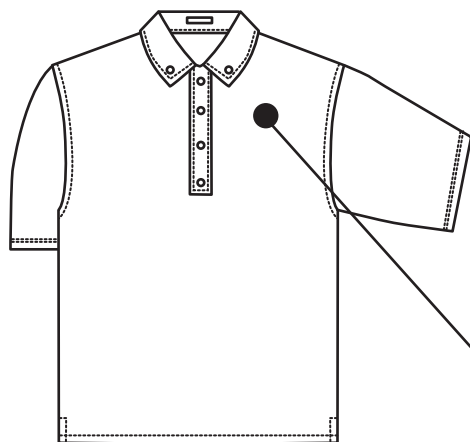
※靴下は、スカート・キュロット着用時は、原則、学校指定の紺ソックスとするが、紺の無地であれば指定外でも認める。スラックス着用時は、白・黒・紺・グレー(ワンポイント可)の無地とする。

※スカートの丈は裾(下端)が膝にかかる長さであること。

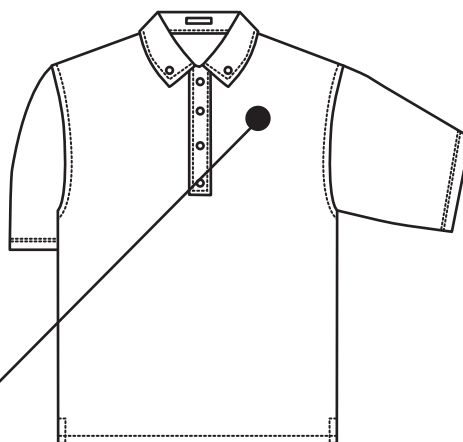
※スカート・キュロット・スラックスのいずれかを着用する。

制服 (夏)

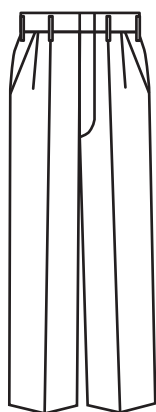
学校指定のものとする。



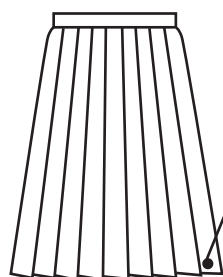
ポロシャツタイプA



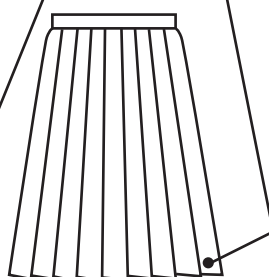
ポロシャツタイプB



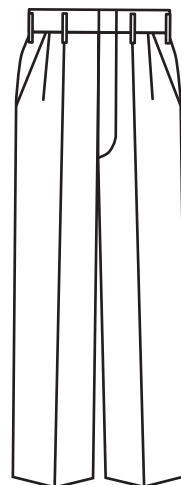
スラックス
タイプA



スカート



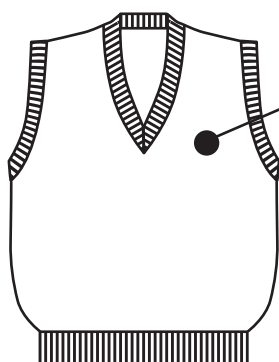
キュロット



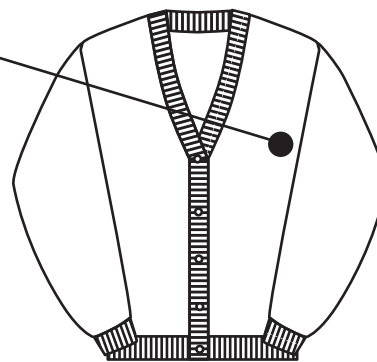
スラックス
タイプB

防寒着 (学校指定)

学校指定のものとする。



ニットベスト



ニットカーディガン

【4】特別警報・Jアラート・交通ストの対応

暴風警報（特別警報）発令時の生徒の登校について

愛知県全域または西部または尾張東部（※１）または名古屋市または春日井市という地域名で暴風警報（特別警報）が発令された場合、生徒は自宅待機。

（※１：名古屋市、春日井市、小牧市、尾張旭市、瀬戸市など）

ただし、上記の地域名では警報が発令されず、自宅・通学経路地域に警報が発令されているなど、登校が困難な場合は、状況を判断して登校しなくてよい。（連絡はすること）

Ⅰ 登校する以前に暴風警報が発令されている場合

登校する（授業がある）かどうかの判断基準

- (1) 午前 6:40 までに「名古屋市」「春日井市」の暴風警報が、ともに解除された場合は、平常通り登校（授業を実施）する。
- (2) 午前 6:40 ～午前 11:00 に
「名古屋市」「春日井市」の暴風警報がともに解除された場合は、警報解除 2 時間後 学校に集合（ST 点呼）。
→例えば午前 10:30 に解除になった場合は、午後 12:30 までに登校。
授業については登校後指示。昼食は必要に応じて用意。
- (3) 午前 11:00 以降も「名古屋市」「春日井市」の暴風警報のどちらかが継続されている場合は、その日の授業を中止し休校とする。

※ 前記、(1)(2)の場合、通学路の冠水・河川の増水により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は無理に登校しなくてよい。

ただし、そのことを学校に連絡する（出席は考慮する）。

※ 自宅地域の暴風警報が解除されていても、学校所在地付近「名古屋市」「春日井市」のどちらかに暴風警報が出ていれば登校しない。

「名古屋市」「春日井市」の暴風警報が両方解除されても自宅地域の暴風警報が継続中であれば登校しない。

2 【特別警報】が発表された場合の対応については 12 頁に示す。

3 登校後に暴風警報等が発令された場合は、学校で指示する。

4 天気予報等をよく確認し、むやみに学校に電話しないこと。

特別警報および地震発生等への対応

特別警報とは、その地域では数十年に一度と思われる大規模な災害の発生が切迫しているときに発令される防災情報である。大雨、大雪などの気象現象によるものの他に「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」などがある。

Ⅰ 在宅時、登下校時、在校時に「特別警報」が発令された場合

- (1) 生徒は、携帯端末や、テレビ、ラジオのニュース、校内放送等により「特別警報」の発令を伝達された時は、ただちに自分の命を守る行動をするように心がけるようにする。特別警報発令中は授業は行わない。
- (2) 特別警報が発表される場合は、地震の場合を除き、その前に注意報、警報が出されているので、事前に注意報が発令された場合は、学校外では携帯端末やテレビ、ラジオのニュース、学校内では校内放送等により情報収集し、警報発令に備える。
- (3) 授業の再開は特別警報が解除された翌日からとする。ニュース・きずなネット、学校HPを閲覧し確認すること。
- (4) 大規模な災害により交通機関の途絶、道路の寸断、家屋に被害等があり、登校が危険な場合、安全が確認できるまでは登校しない。その際、災害用伝言ダイヤルを使用し、学校に報告する。

2 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合

南海トラフ地震に関連する情報は定例と臨時があり、南海トラフ沿いに異常現象があったときに、臨時情報が発表される。大規模地震に日頃から備えておく。

授業は原則として通常通りとするが、危険が切迫している場合は無理をせず、きずなネット・学校ＨＰで確認し、学校に連絡する。

3 緊急地震速報（警報）が発表された場合

- (1) 窓ガラスから離れる、机の下に身を隠すなど、大規模地震発生に備え、ただちに自分の命を守る行動をする。
- (2) 大規模地震が発生した場合、特別警報に準じてニュース・きずなネット・学校ＨＰで情報の収集をして確認すること。授業は安全確認後に再開する。学校、通学地域に被害が及んでいる場合は授業は中止とする。

* 災害用伝言ダイヤルの録音方法

171 → 1 → (市外局番から自宅の電話番号) → 録音
ガイダンス ガイダンス ガイダンス

* 災害用伝言ダイヤルの再生方法

171 → 2 → (市外局番から自宅の電話番号) → 再生
ガイダンス ガイダンス ガイダンス

★携帯電話端末の災害用伝言板も活用すること。

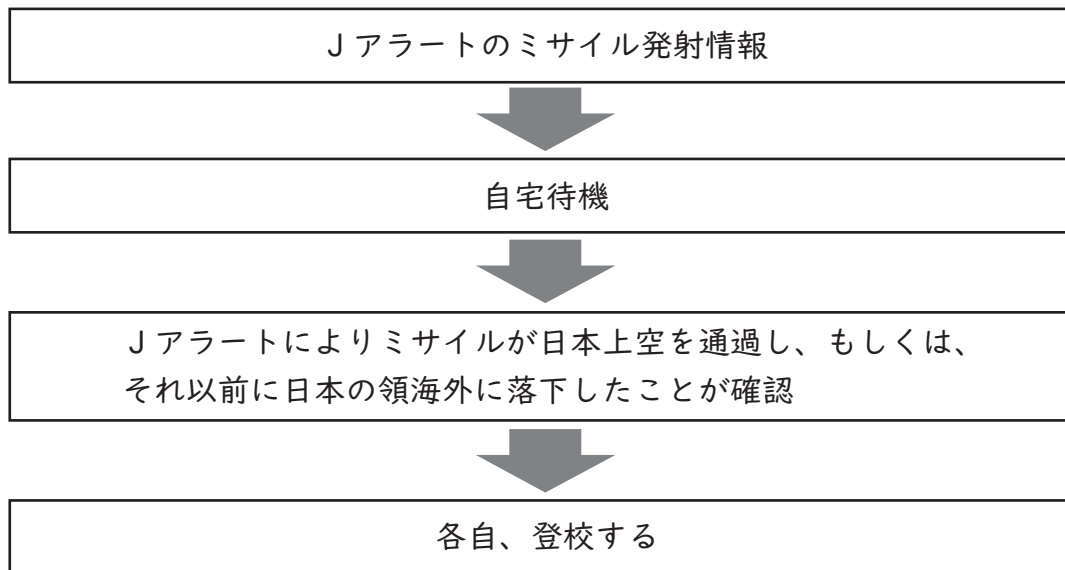
★日頃から家族の避難場所、連絡方法を話し合い、決めておくこと。

弾道ミサイル発射によるＪアラートの緊急情報が 発信された場合の取り扱いについて

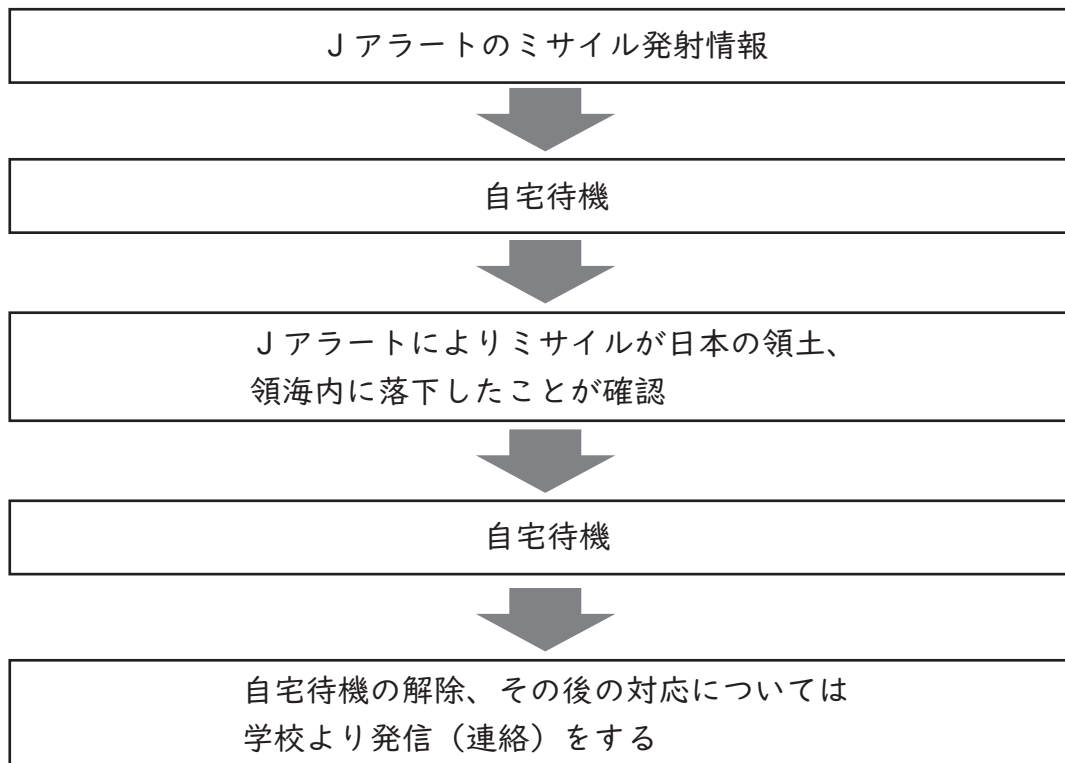
なお、愛知県にＪアラートの情報が発信されるのは、「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予想される場合である。Ｊアラートの情報が愛知県に発信されなかった場合は、平常通り授業を行う。

〈登校前（登校中）の場合〉

(1) Ｊアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海外に落下した場合



(2) Ｊアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海内に落下した場合



こうつう じ こ たいおう
交通事故にあったときの対応

保健相談部・生徒指導部

ひ がい
被害にあったとき

- ①すぐに「大丈夫です」といわない
だいじょうぶ
- ②相手の連絡先（電話番号・車種・車のナンバーなど）をきく、メモする
あいて れんらくさき でんわばんごう しゃしゆ くるま
- ③警察（110）・保護者にすぐ電話する
けいさつ ほごしゃ でんわ
- ④学校にすぐ電話する（052—736—3500）
がっこう でんわ
- ⑤病院に行く
びょういん

か がい じ こ
加害や事故をみたとき

- ①救急車をよぶ（119）、けがをした人が大丈夫か確かめる
きゅうきゅうしゃ ひと だいじょうぶ たし
- ②警察（110）・学校・保護者にすぐ電話する
けいさつ がっこう ほごしゃ でんわ
- ③近くの人に助けをもらう
ちか ひと たす

れん らく さき
連絡先

もりやまこうこう
守山高校 052-736-3500

けいさつ
警察 110



きゅうきゅうしゃ
救急車 119



【8】生徒会について

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は愛知県立守山高等学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は会員の自発的、自主的な活動によって、学校における生徒の生活の改善と向上を図り、規則正しい学校生活と、よい校風をつくることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は、本校全生徒とする。

第4章 会 期

第4条 本会の会期は1年を2期に分け、役員・委員の任期は半年間とする。

第5章 組 織

第5条 組織図参照

第6章 役 員

第6条

① 本会は次の役員を置き、これにより執行部を構成する。

会長1名、副会長1名、書記長1名以上、会計1名以上

② 前項の執行部の数は、4名以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、3名程度をその数に増加し、7名程度以内とすることができる。

第7条 役員は生徒会役員選挙規定により、全校生徒内より会長、副会長、書記長、会計を直接選挙によって選出し、定員不足の場合は、生徒議会内より互選する。

第8条 執行部は次の任務を行う。

1 執行部は生徒議会への議案提出を行う。

2 執行部は生徒集会を運営する。

3 執行部は各委員会へ出席できる。ただし、出席した委員会において発言権は有するが、議決権は有さない。

4 執行部は各機関に報告書の提出を要求することができる。

5 会長は生徒会を代表し、生徒議会を召集し、執行委員会を主宰する。

6 副会長は会長を補佐し、会長不在のとき、その職務の代行をする。

7 書記長は書記局を主宰し、生徒会活動に関係する記録の保管等をする。

8 会計は生徒会の会計内容と財政状況を把握する。

第7章 執行委員会

第9条 本委員会は執行部、文化・体育・総務の各常任委員長、生徒議会の正副議長で組織する。

第10条 本委員会は、次の任務を行う。

1 生徒議会への議案提出を行う。

2 各常任委員会の活動の方針を作成し、生徒議会へ提出する。

3 各常任委員会間の連絡調整を行う。

4 各常任委員会と協力して、生徒議会での議決事項の実行をする。

第8章 書 記 局

第11条 本局局員は次の者とする。

1 執行部の書記長

2 各クラスの書記

第12条 本局は次の任務を行う。

- 1 執行部を補佐し、会員への広報活動をする。
- 2 生徒議会における議事録作成および保管をする。
- 3 生徒議会における出欠席の記録を行う。
- 4 採決の場合における賛否を数える。
- 5 生徒会機関誌等の作成および発行を行う。
- 6 生徒会に関する資料の作成および保管をする。
- 7 生徒会の備品、消耗品の保管をする。

第9章 生徒総会

第13条 本会は執行部が必要と認め、生徒議会において承認が得られた場合、校長の許可を得て開催することができる。

第14条 全生徒会員の3分の1以上の署名があった場合、執行部は、議会に生徒総会開催の承認を求めなければならない。

第15条 本会の議案は生徒議会より提出される。

第16条 本会は、執行委員会が議事運営をする。

第10章 生徒議会

第17条 本会議員は次の者とする。

議員は各クラスのクラス長、副クラス長計2名とする。

第18条 執行部および常任委員会の正または副委員長または常任委員会で認められた代表は生徒議会に出席する。

第19条 本会は次の任務を行う。

- 1 生徒会会則の改正、および附則の改正、制定を討議し、決議する。
- 2 学校生活全般に関し、各委員会に属さない諸問題の討議を行う。
- 3 本会の議員は各クラス的意思を代表し、かつ討議された結果を各クラスに報告する。
- 4 生徒議会は議事を各委員会、および各会議へ審議を命じ、決議を委任することができる。
- 5 生徒議会の運営は議事運営規約に基づく。

第11章 生徒集会

第20条 本会は執行部が必要と認め、校長の許可を得て開会することができる。

第21条 本会は生徒会会員への諸連絡を行う。

第12章 常任委員会

第22条 本校生徒会は文化、体育、総務の計3常任委員会を設置する。

第23条 総則

- 1 常任委員会委員は各クラスルームより選出された委員とする。
- 2 生徒議会が必要と認めた場合、期限つきで上記以外の常任委員会を設置することができる。
- 3 常任委員会は正副委員長を各1名ずつ選出する。
- 4 常任委員会は他に必要と認められる役員を互選できる。
- 5 正または副常任委員長または常任委員会の認めた代表は生徒議会に出席しなければならない。
- 6 常任委員長は常任委員会の承認を得て、議案を生徒議会へ提出できる。
- 7 各常任委員会は、委員会独自の議事以外に生徒議会により審議を命ぜられ、または委任された議事における最高議決権を有する。

第24条 文化常任委員会

- 1 文化的行事において中心となり、企画、準備、実行をする。
- 2 生徒会会員の文化的教養の向上を推進する。

第25条 体育常任委員会

- 1 体育的行事において中心となり、企画、準備、実行をする。
- 2 生徒会会員の体位向上と相互の親和を推進する。

第26条 総務常任委員会

- 1 生徒会会員の風紀・安全およびボランティア活動に関する諸問題の討議をし、推進する。
- 2 生徒会会員の福利増進およびそれに伴う諸問題の討議をする。

第13章 会 議

第27条 本校生徒会は各部活動間の調整機関として、部活動代表者会議をおく。

第28条 総則

- 1 各会議は必要に応じて議長が召集し、開会される。
- 2 各会議は、必要と認めれば生徒議会へ議案提出ができる。

第14章 委 員 会

第29条 本校生徒会は、各クラス間、各学年間の調整機関として、保健委員会、美化委員会、L T委員会をおく。

第15章 顧 問

第30条 顧問は、生徒会各機関に出席し、その活動について助言を与える。

第16章 最終の決定権

第31条 校長は、生徒会活動のすべてに対して、最終の決定権を有する。

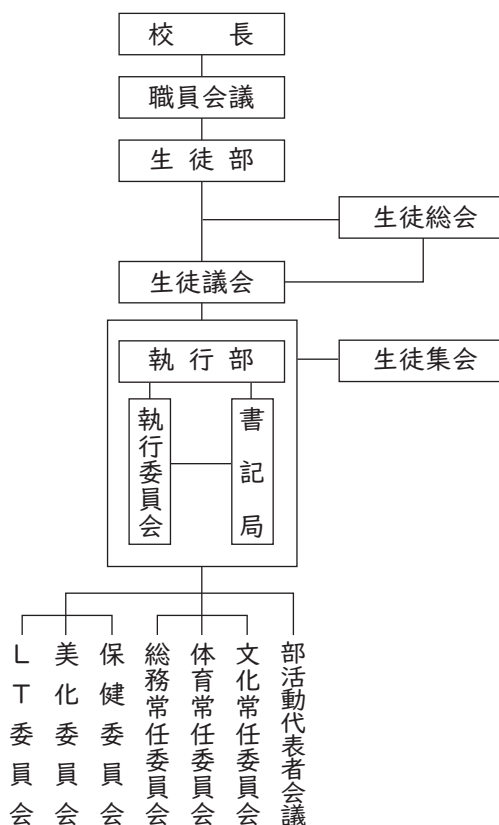
第17章 附 則

第32条 本会則は平成16年2月22日から施行する。

第33条 本会則は次のいずれかの過程を経た後、校長の承認を受け、改正・改廃することができる。

- 1 全会員の過半数を得る。
 - 2 クラスルームでよく討議した後、生徒議会で全議員の3分の2以上の賛成を得る。
- 上記の手續をした後、会長はただちに公布し、翌日から施行する。

組 織 図



生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条

- ① 会長、副会長、書記長、会計各1名、計4名を直接選挙する。
- ② ただし、特別に必要がある場合においては、3名程度をその数に増加し、7名程度を直接選挙する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会は年度のはじめに組織する。

第3条 選挙管理委員会は各クラスルームより1名選出し、任期は1年とする。

第4条 選挙管理委員会は委員会内より委員長・副委員長各1名を互選する。

第5条 選挙管理委員会は被選挙権を有さない。

第6条 選挙管理委員が役員に立候補する場合、立候補者の推薦責任者および推薦者となる場合、選挙管理委員は委員長に辞任届を提出し、直ちにクラスルーム内で補充選挙を行う。

第7条 選挙管理委員会は次の事務を行う。

- 1 選挙人名簿の作成を行う。
- 2 立候補者の受付、資格確認および発表をする。
- 3 選挙告示をする。
- 4 選挙日程、投票所の設定をする。
- 5 投票用紙の作成をする。
- 6 開票および結果の発表をする。
- 7 その他選挙に関する必要事項を行う。

第3章 立候補者

第8条 本会会員は誰でも立候補者になれる。ただし、選挙管理委員が立候補する場合は、第2章第6条に基づく。

第9条 候補者は会員の中より推薦責任者1名と推薦者15名の署名を集め、選挙管理委員会に提出し、その資格確認を得なくてはならない。

第4章 選挙運動

第10条 立候補者は正式に候補者と認められた日から投票日前日まで、校内において、授業時間外に限り選挙運動を行うことができる。

第11条 その他の選挙運動については選挙管理委員会が決定する。

第5章 選挙方法

第12条 投票は、単記無記名の直接投票とし、最多得票者を当選とする。

第13条 立候補定員数を超えない場合、全会員による信任投票を行い有効投票数の過半数を得たとき信任とする。

第14条 定員不足の場合は生徒議会内より互選する。

第6章 リコール

第15条 生徒会役員に対するリコールは次の項目が順序どおりにすべて満たされた場合、成立する。

- 1 全会員の3分の1以上の署名がある。
- 2 生徒議会において全議員の3分の2以上の賛成がある。
- 3 全会員による不信任投票の結果、全会員の3分の2以上の同意を得る。

第16条 第15条の手続きは生徒議会内議長の責任において行われる。

第17条 リコールにおけるいっさいの事務は選挙管理委員会によって行われる。

第7章 生徒議会による不信任

第18条 生徒議会議員は生徒会役員に対する不信任案を提出することができる。

第19条 不信任は次の項目がすべて満たされた場合成立する。

- 1 生徒議会において全議員の3分の2以上の賛成がある。
- 2 全会員による不信任投票の結果、全会員の3分の2以上の同意を得る。

第20条 責任者および事務担当者については第6章第16条、第17条に準ずる。

第8章 補充選挙

第21条 生徒会役員に対するリコール、不信任が成立した場合、および役員の転校、辞任があった場合は直ちに補充選挙を行う。

第22条 補充選挙は選挙管理委員会により運営される。

生徒議会議事運営規約

第1章 総 則

第1条 愛知県立守山高学校生徒議会の運営については生徒会会則に定める事項の外にこの規約による。

第2条 生徒議会はこの規約に従い、最高議決機関としての任務をはたさなければならない。

第2章 議 長

第3条 正副議長各1名は新執行部成立後、最初の生徒議会において、議員内より互選する。

- 1 議長選出時における仮議長は会長とする。
- 2 選出方法は立候補および推薦とする。
- 3 正副議長は出席議員の挙手により最多数の支持を受けた者とする。

第4条 正副議長は公平の立場により議決権を有さない。

第5条 議長は議会の開会、閉会を宣言する。

第6条 出席議員が定足数に満たないとき、または会議中退席する者があって定足数を欠いたとき、議長は流会を宣言しなければならない。

第7条 議長は議決において、賛否同数の場合、最終決定権をもつ。

第8条 議長は議事進行の妨げとなる行為をした者に対して退場を命ずることができる。

第3章 副 議 長

第9条 副議長は議長を補佐し、議長欠席の場合これを代行する。

第10条 議長が発言する場合、副議長がこれを代行する。

第4章 議 事 運 営

第11条 議長は開会を宣言する。

第12条 書記は定足数の確認を行う。ただし、定足数は全議員の3分の2以上とする。

第13条 開会予定時刻以後定足数に満たない場合、議長は流会を宣言することができる。

第14条 議長は議案を発表し、各ホームルームから一般動議を受けつける。

第15条 議員は議題の不審点について質問することができ、議案提出者はそれに対し答弁する。

第16条 議長が質問事項無しと認めた場合、直ちに討議に入る。

第17条 発言者は議席より挙手し、議長の許可を得たのち、発言する。

第18条 議員の発言がまだ尽きない場合でも議員は討議の終結動議を提案することができる。

第19条 採決

- 1 終結動議は支持者が1名以上ある場合のみ、直ちに終結動議の採決を行う。
- 2 議長は採決をする場合、議題を議会に宣言しなければならない。
- 3 採決の方法は起立、挙手、記名、および無記名投票の4種とし、議長が適宜これを採用する。
- 4 3の場合、その方法につき、4名以上の異議のある場合、議長は議会にはかり討論を用いずに挙手により採決する。
- 5 議員は採決の更正を求めることはできない。
- 6 採決が終わった場合、議長はその結果を宣言する。
- 7 議長が必要と認めた場合、または議員内から4名以上の要求があった場合、議長は、議員内から立会人を指名して投票点検に立ち合わせることができる。
- 8 採決は出席議員の過半数をもって可決とする。
- 9 賛否半数に満たざる場合、議長は再度討議を行う。

第20条 緊急動議

- 1 議員は議題終了後、緊急動議を提出できる。
- 2 3名以上の支持者のないとき動議はとりあげない。

第21条 閉会

- 1 議長は討議が終了した場合、または定刻になった場合、閉会を宣言する。

第22条 傍聴者

- 1 傍聴者は議長の許可のある場合を除いて、発言することはできない。
- 2 傍聴者は議決権を有さない。

第23条 各委員会も本規約に準ずる。

今後、スクールガイドの見直しが必要な場合は、本校の教育目標等に照らし合わせ、地域の状況や社会の変化を踏まえたうえ、関係する各委員会、生徒会、関係組織等をとおして適宜進める。

令和7年3月改定